

建築物石綿含有建材調査者講習（一般） 修了試験

合格は、受験した各科目の得点が、各科目の配点の40パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60パーセント以上である場合とする。

(1)「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
2. 現在でも、製造禁止前から使用されている石綿含有製品の継続使用は、禁止されていない。
3. 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。
4. 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

(2)「石綿の定義、種類、特性」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
2. 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。
3. 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
4. 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。

(3)「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
2. 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じる頃から始まり、咳や痰を伴うことが多い。
3. 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。
4. 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約5倍となっている。

(4)「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100 名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
2. 建設業における石綿関連労災認定は、2014（平成 26）年以降、1 年あたり、おおむね、約 500 名である。
3. 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へボールや棒を当てる場合は 12～18f/L、ほうきでこする場合は 2,100f/L となり、100 倍以上ほど石綿繊維の気中濃度の差がある結果が報告されている。
4. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和 50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。

(1)「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられているが、自主施工者に対しては義務付けられていない。
- イ. 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。
- ウ. 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- エ. 建築基準法(第 12 条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(2)「下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢 1、2、3、4 は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

	対 象 建 設 工 事	規 模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は改修工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築工事に該当しないもの	エ

- 1 ア) 建築物の床面積の合計 80m² 以上
 イ) 建築物の床面積の合計 500m² 以上
 ウ) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
 エ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上ア)
- 2 ア) 建築物の床面積の合計 100m² 以上
 イ) 建築物の床面積の合計 500m² 以上
 ウ) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
 エ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
- 3 ア) 請負代金の額 500 万円（税込）以上

- イ) 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
 - ウ) 建築物の床面積の合計 80m² 以上
 - エ) 建築物の床面積の合計 500m² 以上
- 4 ア) 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
- イ) 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
 - ウ) 建築物の床面積の合計 100m² 以上
 - エ) 建築物の床面積の合計 500m² 以上

(3)「石綿含有建材調査者」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
2. 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。
3. 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。
4. 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識を有することも必要である。

(4)「事前調査の具体的手順の例」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
- イ. 目視調査においては、「石綿無含有」とみなすこともできる。
- ウ. 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- エ. 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

科 目 3 石綿含有建材の建築図面調査

- (1)「建築一般」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。
- ア. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15 以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3 時間」である。
 - イ. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15 以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30 分間」である。
 - ウ. 建築基準法において、「1 時間耐火」よりも「2 時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
 - エ. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5 以上で 14 以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「2 時間」である。
1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

- (2)「建築一般」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- 1. 建築基準法で定められている「異種用途区画」とは、用途や管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
 - 2. S 造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
 - 3. 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
 - 4. 難燃材料とは、5.5mm 以上難熱合板、7mm 以上せっこうボードで、10 分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

- (3)「建築設備」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。
- ア. 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第二種」を使用することが多くみられる。
 - イ. ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多いが、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿は使用されていない。
 - ウ. 昇降機のシャフト（昇降路）に、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿は施工されていない。
 - エ. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。
1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(4)「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け、半乾式吹き付け、湿式吹き付けの3つの工法がある
2. 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
3. 石綿含有吹き付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式（半湿式）工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹き付けロックウールが施工されている。
4. 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹き付けロックウールの半乾式吹き付けの比重は、0.4~0.6(個別認定による)である。

(5)「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- イ. 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
- ウ. 石綿を含有している保温材は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- エ. けい酸カルシウム系保温材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保温箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(6)「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材はかなりの確率で推定することができる。
2. 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
3. レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。
4. レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。

(7)「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期

は、1961年から2004年である。

2. レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ルーフィングの製造時期は、1937年から2004年である。
3. レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があっても、その表示は製造時の法令による基準におけるものであり、現在の0.1重量パーセント基準では、それだけでは石綿無しとはいえない。
4. 「aマーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。

(8)「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- イ. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- ウ. 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として壁材および天井下地材に使用されている。
- エ. 石綿含有壁紙は、住宅においては、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(9)「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿含有ビニル床シートは、裏面に製品名などの印字がない場合が多い。
2. 石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
3. 石綿含有スレート波板は、工場塗装した化粧波形スレートがあり、また現場での塗装仕上げも行われている。
4. 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿を原料としたものはない。

(10)「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
2. 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要

である。

3. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
4. 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、目視調査を行う必要がある【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。

(11)「書面調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
2. 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
3. 建築物の断面図において、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限など記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。
4. 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、BCJ評定の工法が採用されていることがあるが、この工法であれば材料の中に石綿が含まれることはない。

(12)「図面の種類と読み方」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書を「建築物所有者」から借用させてもらう。
2. 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。
3. 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可が必要である。
4. 建築図面を入手したら、設計図書、過去の調査記録等において、新築施工年、増築・改築・改修の有無、年月日、及び用途変更を伴うものか等を確認する。

(13)「石綿含有建材情報の入手方法」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- イ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。
- ウ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- エ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データ

ベース」は更新されている場合があるが、活用した場合に、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(14)「書面調査結果の整理」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が目視調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
2. 見落としを防ぐためには、各棟・各階ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
3. 網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
4. 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要（階数、面積、構造など）や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査のために整理しておく。

(1)「目視調査の流れ」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
2. 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。
3. 大気汚染防止法においては、調査結果を発注者へ書面で報告する必要はない。
4. 建築物の目視調査の結果、試料採取すべき箇所から採取した試料の分析方法の決定は、発注者とよく協議する。

(2)「目視調査の流れ」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- イ. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- ウ. 建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
- エ. 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(3)「事前準備」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などに表示された腕章を装着したり、名札を首から掛けたりする必要は特にない。
- イ. 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS 専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPA フィルタ付き真空掃除機などがある。

ウ. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）と同等以上の性能を有するものとする。

エ. 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(4)「目視調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や試料の混同を避けるようにする。
2. 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
3. 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。
4. 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

(5)「目視調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
2. 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
3. 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
4. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。

(6)「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア. レベル 1 の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないと判定できる。

イ. レベル 2 の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。

ウ. 試料採取の適地とは、石綿含有建材調査者が安全に作業を行うことのできる場所のことであり、また、調査に使う工具類の飛散・落下災害を防止する措置を講じることも大切である。

エ. 適石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6 カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(7)「目視調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 成形板の裏面調査において、不燃番号がNM-〇〇〇〇と表記されていれば、早くとも「平成12年以降」の製品である。
2. 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
3. せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降のNMやQMといった新番号の表記は、「平成14年5月以降の製品」なので、石綿無含有と判断できる。
4. 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるため、天井ボードの試料採取は新・旧両方とも行う。

(8)「試料採取」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。
- イ. 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
- ウ. 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。
- エ. 吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、「石綿無し」と判断できる。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(9)「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「モルタル」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
2. 平屋建ての建築物で施工範囲が3000 m²以上の場合、600 m²ごとに1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
3. 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」、「耐火塗材」がある。

4. 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「不定形の保温材」がほとんどである。

(10)「試料採取」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 成形板の試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- イ. 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
- ウ. 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く。これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。
- エ. 採取してきた分析試料は整理し、それぞれの分析試料の袋に、試料番号と部屋名、部位、建材製品名、採取年月日が正しく記入されているかを確認する。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(11)「目視調査の記録方法」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
2. 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
3. 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
4. デジカメはメモ代わりになるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。ただし1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮るのは無駄なこと。

(12)「目視調査の記録方法」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

- ア. 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりが無い状態の場合は、「やや劣化（一部損傷状態）」と判定することが望ましい。
- イ. 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて非常に多い。
- ウ. 目視調査において、「やや劣化（一部劣化状態）」と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、

付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。

エ. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と、その面積」を明確にすることが求められている。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

(13) 「建材の石綿分析」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
2. アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法 1 は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
3. 定量分析方法 2 は、「偏光顕微鏡」を用いた定量分析方法である。
4. 定性分析の方法として、「定性分析法 1」及び「定性分析法 2」の 2 種類のみである。

(14) 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 目視調査個票は、調査した「部屋の順番」に作成することが望ましい。
2. 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
3. 二層吹き吹付け材の場合、分析結果に疑問や違和感はないかを確認する。
4. 分析結果のチェックにおいて、分析器具の洗浄不足で、直前に分析した高含有量の試料と分析時にクロスコンタミネーションが起きていないかを確認する。

- (1)「目視調査総括票の記入」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
1. 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
 2. 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
 3. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。
 4. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。
- (2)「目視調査個票の記入」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
1. 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違いなどが起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書きなどをしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
 2. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。
 3. 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
 4. 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。
- (3)「調査報告書の作成」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを選びなさい。
1. 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。
 2. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
 3. 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
 4. 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。

(4)「所有者等への報告」「地方公共団体への報告」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
2. 地方公共団体に対して調査結果を報告し、報告を受けた地方公共団体は、あらかじめ整備した石綿台帳に調査結果を入力することとなる。
3. 建築物の所有者との契約に基づいて、石綿含有建材調査者が、地方公共団体に調査結果を報告することも考えられる。
4. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。